

議案第 2 0 0 号

大田市手数料条例の一部を改正する条例制定について

大田市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する
ものとする。

令和 5 年 1 2 月 1 8 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市手数料条例の一部を改正する条例

大田市手数料条例（平成17年大田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

戸籍等関係

手数料を徴する事項	手数料の金額
(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき 450円
(2) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円
(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定によ	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

<p>り同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<p>(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	<p>1通につき 750円</p>
<p>(5) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>証明事項1件につき 450円</p>
<p>(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>

<p>求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<p>(7) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>1通につき 350円</p>
<p>(8) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく証明のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第66条第2項に規定する様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付</p>	<p>1通につき 1,400円</p>
<p>(9) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件に</p>

定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	つき 350円
(10) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき 300円
(11) 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項若しくは第2項、第12条の4第1項、第15条の4第1項、第3項若しくは第4項、第20条第1項、第3項若しくは第4項又は第21条の3第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく住民票の写し（住民基本台帳ネットワークシステムによる広域交付を含む。）若しくは住民票の除票の写し又は住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し若しくは戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき 300円
(12) 印鑑登録証の交付	1枚につき 300円
(13) 印鑑登録証明書の交付	1通につき 300円
(14) 身分証明書の交付	1通につき 300円
(15) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき 750円

附 則

この条例は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

大田市手数料条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務（広域交付）が追加されることに伴い、戸籍等関係の手数料を徴する事項に係る規定を加える。

（別表第1）

- (2) 戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号について、戸籍・除籍電子証明書の請求があった場合の事務内容及び手数料に関する規定を新たに定める。

事務の内容	手数料の金額
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	400円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	700円

（別表第1）

3 施行期日

戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（令和6年3月1日）から施行する。

議案第201号

大田市公共施設照明LED化業務委託ESCO契約の締結 について

次のとおり、大田市公共施設照明LED化業務委託ESCO契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月18日提出

大田市長 楫野弘和

- 1 契約の目的 大田市公共施設照明LED化業務委託
- 2 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 3 契約の金額 379,610,000円
- 4 契約の相手方
大田市公共施設照明LED化業務委託共同プロジェクト
（代表企業） 広島県広島市西区庚午北2丁目8番11号
岩崎電気株式会社 広島営業所
所長 馬野直樹
（構成企業） 島根県大田市波根町字西ノ迫800番55
島根電工株式会社 大田営業所
所長 山尾峰之

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(以下略)

大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

大田市公共施設照明LED化業務委託ESCO契約の締結
に関する説明資料

- 1 審査日時 令和5年8月9日 午後3時
- 2 提案上限額 426,000,000円
- 3 提案額 380,600,000円
- 4 契約額 379,610,000円
- 5 契約期間 本議案議決の日から令和17年3月31日まで
- 6 業務内容 公共施設照明LED化に係る設計、施工、維持管理
- 7 提案事業者 1グループ

【参考】

(単位：千円)

		プロポーザル 提案上限額	プロポーザル 提案額	契約額	契約期間
調査業務委託契約		14,000	13,200	13,200	令和5年8月31日 ～令和5年12月1日
ESCO契約		426,000	380,600	379,610	議案議決日 ～令和17年3月31日
内 訳	設計費	15,000	12,430	12,430	
	材料費	176,000	153,384	152,900	
	施工費	211,000	191,686	192,170	
	維持管理費	24,000	23,100	22,110	
合計		440,000	393,800	392,810	

※網掛け部分が議決対象